

指導要録の改訂 と 学習評価の変遷

横浜国立大学教育人間科学部

高木 展郎

昭和23年の学籍簿における評価

昭和23年の学籍簿（昭和24年から指導要録と改名）

正規分布による相対評価が導入された → 評価の客観性

比率を 5は7%、4は24%、3は38%、2は24%、1は7%

この時期に導入された**相対評価（集団に準拠する評価）**は、昭和36年の指導要録改訂において、**各教科別の評定**として定位した。

しかし、この相対評価は、教師の主観を排除することに対しては機能したものの、受験戦争を助長するものであるという批判や、児童生徒の努力が報われないという批判から、その弊害が指摘されるようになった。

昭和36年の指導要録

学習指導要領の教科目標および学年目標に照らした5段階評価になる。

各教科別の評定として、絶対評価を加味した5段階相対評価

昭和46年の指導要録

昭和46年の指導要録改訂では
「絶対評価を加味した相対評価」を実施

相対評価としての5段階評価の配分比率を**正規分布ではなくてもよい**とする方針が打ち出された。

「あらかじめ各段階ごとに一定の比率を定め児童を機械的に割り振ることのないように留意すること。」(補足)

昭和55年の指導要録 1

昭和55年の指導要録の改訂では、**観点別学習状況の評価**の導入

「関心・態度」が、評価項目として示された観点の最後に位置付けられた。

これまで主観的だとして評価項目に載らなかった「関心・態度」が、この時期から評価項目として取り入れられたことは、注目すべきである。

しかし、この「関心・態度」の評価は、何を「関心」とし、何を「意欲」とするのかという評価の難しさにより、評価対象として重視されたとは言い難い状況でもあった。

一般的な**関心・意欲**と評価における**「関心・意欲」**が混同された面が強い。

昭和55年の指導要録 2

昭和36年の指導要録を継続し、絶対評価を加味した相対評価。

「観点別学習状況の評価」の導入

小学校1・2年生は、3段階の評定

小学校3年生以上は、5段階の評定

平成3年の指導要録 1

平成元年版の学習指導要領では「**新しい学習観、学力観**」の提示

これまでの学習のあり方と、学力の内容についての転換が求められた。

- 児童生徒の個性の重視、
- 学習者主体の授業 「指導から支援へ」
- 生活科の新設

「自ら学ぶ意欲の育成や思考力、判断力などの能力の育成に重点を置くことが明確になるよう」にする（「小学校及び中学校の指導要録の改善について」平成3年3月13日）

- **観点別学習状況の評価** の**重視**

平成3年の指導要録 2

4観点の提示

- 関心・意欲・態度
- 思考・判断
- 技能・表現(又は技能)
- 知識・理解

観点別学習状況の評価の一番初めに「関心、意欲、態度」が取り上げられた。

→ これによって、評価規準における「**関心、意欲、態度**」の重要性が、明示化された。

平成3年の指導要録 3

認知面の評価 = 「知識・理解」

情意面の評価 = 「関心・意欲・態度」

→ **それまでの知識の習得を中心とした学習の在り方からの転換を図るため**

→ 「新しい学習観、学力観」

しかし、この「関心、意欲、態度」も評価の方法が難しく、それまでのペーパーテストによる評価が一般化された中で、この「関心、意欲、態度」をどのように評価するべきかが、学校教育において大きな問題となった。そこには、**評価の客観性**という、**評価の公正性と公平性**とが大きく関わっている。

平成13年の指導要録 1

平成10年の学習指導要領の改訂に伴い、平成13年4月に、指導要録の改善通知が出された。

この平成10年版の学習指導要領は、平成元年版の学習指導要領の内容を継承するとともに、学習指導要領の「2 内容」を評価規準とする「**目標に準拠した評価(いわゆる絶対評価)**」を位置付けた。

平成13年の指導要録 2

【背景】

中央教育審議会 第1次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」

(平成8年7月)

「生きる力」の定位

平成10年学習指導要領改訂

教育内容の厳選

総合的な学習の時間の創設

平成13年の指導要録 3

教育課程審議会「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について(答申)」

(平成12年12月4日)

○ 「目標に準拠した評価(いわゆる絶対評価)」の一層の重視

- ・ 観点別学習状況の評価
- ・ 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」

児童生徒の一人一人のよさや可能性、進歩の状況を積極的に評価

→ 個人内評価の一層の充実

平成13年の指導要録 4

文部科学省初等中等教育局長「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録、高等学校生徒指導要録、中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について(通知)」

(平成13年4月27日)

- 児童生徒一人一人のこの学力の育成
- 「観点別学習状況の評価」

学習指導要領 各教科の目標の**実現状況**を観点ごとに評価する

平成13年の指導要録 5

平成13年の指導要録の改訂では、評価の観点を4観点(教科によって、観点が多少異なる)とし、以下のように定めた。

- 関心・意欲・態度
- 思考・判断
- 技能・表現
- 知識・理解

各観点ごとに目標を設定し、学習者がその目標に対してどれだけ実現できたかをその**実現状況**を示すものであり、学習指導要領に示されている各教科の「2 内容」が評価規準となっている。

平成13年の指導要録 6

<指導と評価の一体化>

指導に生かす評価を充実させること

答申においては、「指導と評価は別物ではなく、評価の結果によって後の指導を改善し、さらに新しい指導の成果を再度評価するという、**指導に生かす評価**を充実させることが重要である（いわゆる指導と評価の一体化）。評価は、**学習の結果に対して行うだけでなく、学習指導の過程における評価の工夫を一層進めることが大切である。**」と提言されている。

平成13年の指導要録 7

「**評価規準**」という用語については、新しい学力観に立って子供たちが自ら獲得し身に付けた資質や能力の質的な面、すなわち、**学習指導要領の目標に基づく**幅のある資質や能力の育成の実現状況の評価を目指すという意味から用いたもの。

「**評価規準**」が**質的な面**に関する評価であるのに対し、

→ 「**評価基準**」は、**量的な面**での評価を行うこと。

平成13年の指導要録 8

＜観点別学習状況の評価＞

新学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し、A, B, Cの記号により記入する。その表示は次のとおりである。

○ 「十分満足できると判断されるもの」:A

○ 「おおむね満足できると判断されるもの」:B

学習指導要領に示されている「内容」「指導事項」を規準とする評価

○ 「努力を要すると判断されるもの」:C

「C」と評価した場合には、「B」に実現するように、具体的な手立てを講じて指導をする

平成13年の指導要録 9

評定 小学校（第3学年以上）

学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し、3, 2, 1により記入する。その表示は次のとおりである。

「十分満足できると判断されるもの」:3

「おおむね満足できると判断されるもの」:2

「努力を要すると判断されるもの」:1

平成13年の指導要録 10

評定 中学校

各教科別に新学習指導要領に示す目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し、5, 4, 3, 2, 1により記入する。その表示は次のとおりである。

「十分満足できると判断されるもののうち、特に高い程度のもの」:5

「十分満足できると判断されるもの」:4

「おおむね満足できると判断されるもの」:3

「努力を要すると判断されるもの」:2

「一層努力を要すると判断されるもの」:1

平成13年の指導要録 11

指導要録の記載は、小中学校においては、学年末に各学期で行われた評価を総括し、評定とともに指導要録に記録されることが義務づけられている

評定への総括については、

- ① 学年末に総括した観点別学習状況の評価結果を総括し、評定とする場合
- ② 学期末における観点別学習状況の評価結果から各学期末の評定を行い、その結果を総括し、評定とする場合、

平成13年の指導要録 12

- 「**評定**」については、小学校では、低学年で従前の3段階評価(3, 2, 1)を改め、評定の欄を廃止し、中・高学年で従前の5段階評価(5, 4, 3, 2, 1)から3段階評価(3, 2, 1)に改めた。中学校では従前の5段階評価(5, 4, 3, 2, 1)のとおりとした。
- 「**所見**」については、**個性を生かす教育**に一層役立てる観点から、児童生徒の個人として優れている点や長所、学習における進歩の状況を積極的に評価することとした。

平成13年の指導要録 13

「目標に準拠した評価(いわゆる絶対評価)」各教科の評価規準の例

国立教育政策研究所教育課程研究センター、

<小学校・中学校>

「評価規準の作成, 評価方法の工夫改善のための参考資料—評価規準, 評価方法等の研究開発(報告)—」(平成14年2月)

<高等学校>

「評価規準の作成, 評価方法の工夫改善のための参考資料(高等学校)—評価規準, 評価方法等の研究開発(報告)—」(平成16年3月)

平成22年の指導要録 1

＜目標に準拠した評価＞

○ 学習評価は、学校における教育活動に関し、子どもたちの学習状況を評価するものである。

現在、各教科については、学習状況を分析的にとらえる観点別学習状況の評価と総括的にとらえる評定とを、学習指導要領に定める**目標に準拠した評価**として実施することが明確にされている。

- * 平成13年には、「目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）」であったものが、
→ 平成22に、「目標に準拠した評価」のみとなる。

平成22年の指導要録 2

学校教育法、学習指導要領において、学力の重要な3つの要素を示した。

- 基礎的・基本的な知識技能
- 思考力・判断力・表現力等
- 主体的に学習に取り組む態度(学習意欲)

観点別学習状況の評価を、以下の4つの観点において行う。

関心・意欲・態度

思考・判断・表現

技能

知識・理解

平成22年の指導要録 3

<学習評価の基本的な考え方とその見直しの経緯等>

- 学習評価は、学習指導要領の目標の実現状況を把握し、指導の改善に生かすもの。
- そのため、学習指導要領の改訂に伴い、その評価の基本的な在り方について検討を行うとともに、指導要録に記載すべき事項等を文部科学省として提示。

平成22年の指導要録 4

- 学習指導に係るPDCAサイクルの中で、**学習評価を通じ、授業の改善や学校の教育活動全体の改善を図ることが重要**であり、以下の3つの考え方を中心に評価を改善。
 - ① きめの細かな指導の充実や児童生徒一人一人の学習の定着を図ることのできる「目標に準拠した評価」による「観点別学習状況の評価」や「評定」を着実に実施。（**学習評価の在り方の大枠は維持し、深化を図る。**）
 - ② 学習評価においても学習指導要領等の改正の趣旨を反映。
 - ③ 学校等の創意工夫を生かす現場主義を重視した学習評価の促進。

平成22年の指導要録 5

＜観点別学習状況の評価の在り方＞

- 学習状況を分析的に見る「**評価の観点**」については、**成績付けのための評価だけでなく、指導の改善に生かす評価**においても重要な役割。
- そのため、今回、学習指導要領等で定める「学力の3要素」(①基礎的・基本的な知識・技能, ②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等, ③主体的に学習に取り組む態度)に合わせ評価の観点の関係を整理。

概ね、基礎的・基本的な知識・技能は「**知識・理解**」「**技能**」において、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等は「**思考・判断・表現**」において、主体的に学習に取り組む態度は「**関心・意欲・態度**」においてそれぞれ行うことと整理。

平成22年の指導要録 6

- 観点別学習状況の評価は、指導要録に記録するためだけでなく、きめの細かい学習指導と児童生徒一人一人の学習内容の確実な定着を図るため、日常の授業においても適切に実施されるべきものである。

平成22年の指導要録 7

中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」

(平成22年3月24日)

＜学習評価の今後の方向性について＞

(1) 学習評価の意義と学習評価を踏まえた教育活動の改善の重要性

○ すなわち、教師や学校にとっては、

① 学校における教育課程の編成や、それに基づいた各教科等の学習指導の目標や内容のほか、**評価規
準や評価方法等、評価の計画も含めた指導計画や指導案の組織的な作成**

② 指導計画を踏まえた教育活動の実施

③ 児童生徒の学習状況の評価、それを踏まえた授業や指導計画等の評価

④ 評価を踏まえた授業改善や個に応じた指導の充実、指導計画等の改善

といった、Plan(①)、Do(②)、Check(③)、Action(④)のPDCAサイクルを確立することが重要である。

平成22年の指導要録 8

1) 学校教育法や学習指導要領の趣旨を踏まえた、評価の観点に関する考え方の整理

- 新しい学習指導要領においても「生きる力」の理念を引き継いでいること等をかんがみれば、**現在の評価の観点を大きく見直す必要はない**。一方で、基礎的・基本的な知識・技能の習得とこれらを活用する思考力・判断力・表現力等をいわば車の両輪として相互に関連させながら伸ばしていくとともに、学習意欲の向上を図るという改訂の趣旨を反映し、学習指導と学習評価の一体化を更に進めていくため、**学力の3つの要素を踏まえて評価の観点**に関する考え方を整理することとする。

平成22年の指導要録 9

「学校教育法」平成19年6月改訂

学校教育法の一部を改訂（学力観の提示）

第三十条

2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、**基礎的な知識及び技能を習得**させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な**思考力、判断力、表現力その他の能力**をはぐくみ、**主体的に学習に取り組む態度を養う**ことに、特に意を用いなければならない。

※第四十九条で、中学校に準用 ※第六十二条で、高等学校に準用

平成22年の指導要録 10

- 現在の評価の4観点と学力の3つの要素との関係では、教科によって違いはあるものの、
「知識・理解」及び「技能」が基礎的・基本的な知識・技能を、
「思考・判断・表現」が知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・
表現力等を、
「関心・意欲・態度」が主体的に学習に取り組む態度を、
それぞれ踏まえているものとしておおむね整理ができると考えられる。

平成22年の指導要録 11

<「言語活動の充実」と「思考・判断・表現」の関係>

- 新しい学習指導要領においては、思考力・判断力・表現力等を育成するため、基礎的・基本的な知識・技能を活用する学習活動を重視するとともに、論理や思考等の基盤である言語の果たす役割を踏まえ、**言語活動を充実**することとしている。これらの能力を適切に評価し、一層育成していくため、各教科の内容等に即して**思考・判断したことを、その内容を表現する活動と一体的に評価する観点**(以下「**思考・判断・表現**」という。)を設定することが適当である。

平成22年の指導要録 12

- 新しい学習指導要領の下における評価の観点について、基本的には、**基礎的・基本的な知識・技能**については「**知識・理解**」や後述する「**技能**」において、それらを活用して課題を解決するために必要な**思考力・判断力・表現力**等については「**思考・判断・表現**」において、**主体的に学習に取り組む態度**については「**関心・意欲・態度**」においてそれぞれ評価を行うこととして整理する。

平成22年の指導要録 13

<「知識・理解」及び「技能」の評価に関する考え方>

- 「知識・理解」は、各教科において習得すべき知識や重要な概念等を見童生徒が理解しているかどうかを評価するものである。新しい学習指導要領の下においても、従来の「知識・理解」の趣旨を踏まえた評価を引き続き行うことが重要である。

平成22年の指導要録 14

- 今回、「**技能・表現**」に替えて示す「**技能**」は、各教科において習得すべき技能を児童生徒が身に付けているかどうかを評価するものである。教科によって違いはあるものの、基本的には、現在の「**技能・表現**」で評価している内容は引き続き「**技能**」で評価することが適当である。すなわち、算数・数学において式やグラフに表すことや理科において観察・実験の過程や結果を的確に記録し整理すること等については、現在「**技能・表現**」において評価を行っているが、同様の評価は今後「**技能**」において行っていくこととなる。

なお、今回、各教科の内容等に即して思考・判断したことを、その内容を表現する活動と一体的に評価する観点として「**思考・判断・表現**」を設定することから、**当該観点における「表現」との混同を避けるため、評価の観点の名称を「技能・表現」から「技能」に改めること**としている。

平成22年の指導要録 15

<「思考・判断・表現」の評価に関する考え方>

- 「思考・判断・表現」は、それぞれの教科の知識・技能を活用して課題を解決すること等のために必要な**思考力・判断力・表現力等を児童生徒が身に付けているかどうかを評価**するものである。学習指導要領等に示された思考力・判断力・表現力等は、学校教育においてはぐくむ能力を一般的に示したものであり、そのような能力を育成するという目標の下、各教科の内容等に基づき、具体的な学習評価を行うための評価の観点が「思考・判断・表現」である。

平成22年の指導要録 16

- 「思考・判断・表現」として、従来の「思考・判断」に「表現」を加えて示した趣旨は、この観点に係る**学習評価を言語活動**を中心とした表現に係る活動や児童生徒の作品等と一体的に行うことを明確にするものである。このため、この観点を評価するに当たっては、単に文章、表や図に整理して記録するという表面的な現象を評価するものではなく、例えば、自ら取り組む課題を多面的に考察しているか、観察・実験の分析や解釈を通じ規則性を見いだしているかなど、**基礎的・基本的な知識・技能**を活用しつつ、**各教科の内容等に即して思考・判断したことを、記録、要約、説明、論述、討論といった言語活動等を通じて評価するものであることに留意する必要がある。**

平成22年の指導要録 17

- このように、「**思考・判断・表現**」の評価に当たっては、それぞれの教科の知識・技能を活用する、論述、発表や討論、観察・実験とレポートの作成といった新しい学習指導要領において充実が求められている学習活動を積極的に取り入れ、学習指導の目標に照らして**実現状況を評価**する必要がある。

「思考・判断・表現」の評価については、**全国学力・学習状況調査の「主として『活用』に関する問題**」を参考にして作成した適切な問題を用いて評価を行うことも有益である。ただし、「思考・判断・表現」の評価は、そのような問題を一定の制限時間内に解決し、記述できるかどうかのみを評価するものではないことに留意し、様々な評価方法を取り入れることが重要である。

平成22年の指導要録 18

- また、この観点については、指導後の児童生徒の状況を記録するための評価を行うに当たっては、思考・判断の結果だけではなく、その過程を含め評価することが特に重要であることに留意する必要がある。

平成22年の指導要録 19

- なお、評価の観点である「思考・判断・表現」の「表現」は、基礎的・基本的な知識・技能を活用する学習活動等において思考・判断したことと、その内容を表現する活動とを一体的に評価することを示すものである。これは、例えば、学習指導要領の音楽、図画工作、美術の各教科において示す領域の一つであり、歌唱、器楽、絵、デザイン等の指導の内容を示す「表現」とは異なるものである。

平成22年の指導要録 20

<「関心・意欲・態度」の評価に関する考え方>

- 改正教育基本法においては、学校教育において自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視することが示されるとともに、学校教育法及び学習指導要領の改正等により、**主体的に学習に取り組む態度**が学力の3つの要素の1つとして示されている。また、我が国の児童生徒の学習意欲について課題がある状況を踏まえると、学習評価において、児童生徒が意欲的に取り組めるような授業構成と継続的な授業改善を教師に促していくことの重要性は高い

平成22年の指導要録 21

- 「関心・意欲・態度」は、各教科が対象としている学習内容に関心を持ち、自ら課題に取り組もうとする意欲や態度を児童生徒が身に付けているかどうかを評価するものである。

評価に当たっては、各教科が対象としている学習内容に対する児童生徒の取組状況を通じて評価することを基本とし、他の観点と同様、目標に照らして「おおむね満足できる」状況にあるかどうかの評価を中心とすることが適当である。

平成22年の指導要録 22

- 具体的な評価方法としては、授業や面談における発言や行動等を観察するほか、ワークシートやレポートの作成、発表といった学習活動を通して評価することが考えられる。その際、**授業中の挙手や発言の回数といった表面的な状況のみに着目することにならないよう留意する必要がある。**

平成22年の指導要録 23

<個人内評価の活用>

- 各教科が対象としている学習内容に関心を持ち、自ら課題に取り組もうとする意欲や態度をはぐくむことは、**他の観点に係る資質や能力の定着に密接に関係するものである**。教師の指導により、学習意欲の向上はみられたものの、その他の観点について目標の実現に至っていない場合は、学習指導の一層の充実を図ることが重要である。その際、**個人内評価を積極的に活用**し児童生徒の学習を励ますことも有効である。

平成22年の指導要録 24

＜学校における組織的な取組と教師の役割＞

- 学校や教師は、国や教育委員会等が示す評価の観点とその趣旨，評価規準，具体的な事例等を踏まえつつ，具体的な学習指導の目標や内容，使用する教材に合わせて評価規準等を設定するとともに，児童生徒の学習評価やそれを踏まえた学習指導の改善等を実践する役割を担っている。このため，学校や教師は，評価の実施者として，個々の児童生徒の学習評価に関する**妥当性**，**信頼性**等高め説明責任を果たすとともに，児童生徒や保護者との間で必要な情報の共有を進め，教育の効果の増進を図ることが重要である。

平成22年の指導要録 25

＜組織としての評価の取組＞

校長のリーダーシップの下で、学校として組織的・計画的に取り組むことが必要である。このような組織的な取組が定着していくことにより、**学習評価の妥当性、信頼性等の向上**や、教師の負担感の軽減につながるものと考えられる。校長のリーダーシップの下で、学校として組織的・計画的に取り組むことが必要である。このような組織的な取組が定着していくことにより、学習評価の**妥当性、信頼性**等の向上や、教師の負担感の軽減につながるものと考えられる。

平成22年の指導要録 26

○ 目標に準拠した評価の**妥当性**、**信頼性**等を確保していくためには、**学校における組織的な取組の充実**や、**保護者の理解の促進**を更に図っていくことが重要である。その際、評定等の学習評価の結果について、学年等を単位として、結果として段階ごとにどのような割合になったかを公表することも考えられるが、あらかじめ割合を定め、それに児童生徒を割り振るものではあってはならないのは、目標に準拠した評価の趣旨からみて当然のことである。

平成22年の指導要録 27

＜自己評価・相互評価の意味＞

- なお、児童生徒が行う**自己評価や相互評価**は、児童生徒の**学習活動**であり、**教師が行う評価活動ではない**が、児童生徒が自身のよい点や可能性について気付くことを通じ、主体的に学ぶ意欲を高めること等学習の在り方を改善していくことに役立つことから、積極的に取り組んでいくことも重要である。